

すこやか 健保



★ Special Issue

医療崩壊の阻止と早期終息に向け

新型コロナウイルス対策への自覚と協力を

新型コロナウイルスの感染状況が「パンデミック(世界的な大流行)」にあたるとの見解が2月に出されて以来、感染者数は急速な勢いで拡大しています。現在、米国が66万7千人、これにスペイン、イタリア、ドイツ、フランスなど欧州諸国が続ぎ、世界の患者総数は215万人(4月17日時点)を超えました。

日本でも感染者数は9千人(同)を超え、都市部での増加が止まりません。小池百合子都知事は繰り返し記者会見で、爆発的に感染が拡大する「オーバーシュート」を避けるため、週末は不要不急の外出自粛を呼びかけましたが、若者を中心に繁華街などに繰り出す様子が報道され、意識の低さを印象付けました。そうした中、スポーツ選手の感染や著名タレントの死亡は国民に大きな衝撃を与えたところでは、

医療機関では入院患者の増大に伴って、一部では集団感染も発生しています。感染がさらに加速すれば、ベッドや医師など医療従事者の不足

などから、「医療崩壊」が現実味を帯びてきますが、何としても阻止したいものです。

政府は4月7日、東京など7都府県に「緊急事態宣言」を発令、さらには16日には宣言を全国に拡大しました。期間は5月6日までの1カ月間です。都市部では街角から人が激減しました。今、私たちにできるのは不要不急の外出を避け、3つの密(①換気の悪い密閉空間②多数が集まる密集場所③間近で会話する密接場面)を避けることです。ウイルスのワクチン開発に相当の間がかかるなかで、現在これが唯一の対策です。

新型コロナウイルスの感染拡大が長期にわたる可能性があるなかで、国民の生活や経済に大きな影響を与える恐れがあります。今まさに皆さん個人の自覚と協力が求められています。

本紙が皆さんのもとに届くのは、緊急事態宣言の期限となる5月上旬です。その時、新型コロナウイルスの感染状況は？少なくとも確実に終息に向かっていることを願ってやみません。

VOL.13

知っておきたい! 健保のコト

病気などで休んだ時の生活保障!

病気などで働くことができなくなった場合、健保組合に申請すると生活保障の一部として傷病手当金が支給されます。支給には細かな条件がありますが、基本は次のとおりです。

支給の要件は、①業務災害以外の病気やケガで入院など療養中であること②療養のため労務不能であること③療養のため労務不能な日が連続して3日以上あること④給与の支払いがない(傷病手当金の額より少ない場合は差額を支給)こと——の4点。

1日当たり支給額は、過去1年間の平均給与を30日で割った額の3分の2です(粗い計算)。支給期間は同一の傷病について、支給開始した日から最長1年6カ月です。ただし、この期間は暦の上での期間で、途中で復職して受給していない期間があっても、1年6カ月後に受給期間が満了します。

申請には、労務不能であることの医師、歯科医師の意見書や給与の支払いの有無など事業主の証明が必要ですので、詳細は加入している事業所や健保組合にお問い合わせください。

〈傷病手当金の支給は4日目から〉
—労務不能連続3日間(待期)が必要—

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
休	休	休	休	出	休
待期完成			傷病手当金支給		傷病手当金支給

